

**キャリアアップ助成金（人材育成コース）をご活用される皆様へ**  
**（通信と通学がセットとなっている職業訓練について）**

下記のとおり取扱いに変更がありますので、お知らせいたします。

1 訓練計画届に記載する訓練の実施期間について

- 平成 29 年 3 月 31 日以前に提出する「訓練計画届」

例

8/10～9/9	9/10～12/9	12/10～1/31
通信	通学	通信

- ・通学のみ期間が訓練の実施期間（9/10～12/9）となります。



- 平成 29 年 4 月 1 日以降に提出する「訓練計画届」

例

8/10～9/9	9/10～12/9	12/10～1/31
通信	通学	通信

- ・通信 + 通学の期間が訓練実施期間（8/10～1/31）となります。
- ・訓練開始日（8/10）の前日から起算して1か月前まで※に、「訓練計画届」を提出してください。
- ・訓練開始日（8/10）の翌日から起算して1か月以内に、「訓練開始届」を提出してください。
- ・訓練計画実施期間の終了した日（1/31）の翌日から2か月以内に、「支給申請書」を提出してください。

※「1か月前まで」の考え方について

- ・訓練開始日前日から起算して1か月前の同一応当日までが提出期限となります。  
（応当日が閉庁日の場合は、その翌日が提出期限となります。）
- ・同一応当日がない場合は、月末が応当日となります。
- ・上記の例では、7月9日までが提出期限となります。

2 経費助成について

通信 + 通学の合計額となります。

経費助成の基準となる訓練時間数は、通学部分のみとなります。（取扱い変更なし）

3 賃金助成について

通学部分のみとなります。（取扱い変更なし）

4 訓練実施状況報告について

通学部分のみとなります。（取扱い変更なし）